

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【公表番号】特表2019-524782(P2019-524782A)

【公表日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-036

【出願番号】特願2019-505490(P2019-505490)

【国際特許分類】

C 07 C	323/25	(2006.01)
A 61 K	31/167	(2006.01)
A 61 P	1/16	(2006.01)
A 61 K	31/166	(2006.01)
A 61 P	29/00	(2006.01)
A 61 P	43/00	(2006.01)

【F I】

C 07 C	323/25	
A 61 K	31/167	
A 61 P	1/16	
A 61 K	31/166	
A 61 P	29/00	
A 61 P	43/00	1 2 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月29日(2020.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

パラセタモール毒性の予防に使用するための、N,N-ビス-2-メルカプトエチルイソフタルアミド(NBMI)、またはその薬学的に許容される塩を含む薬学的製剤。

【請求項2】

前記パラセタモール毒性の予防が、それを必要とする患者に、有効量の前記薬学的製剤を投与することを含む、請求項1に記載の薬学的製剤。

【請求項3】

パラセタモール毒性を予防するための医薬を製造するための、N,N-ビス-2-メルカプトエチルイソフタルアミド(NBMI)、またはその薬学的に許容される塩の使用。

【請求項4】

パラセタモール毒性に関連する急性肝不全の予防に使用するための、N,N-ビス-2-メルカプトエチルイソフタルアミド(NBMI)、またはその薬学的に許容される塩を含む薬学的製剤。

【請求項5】

前記パラセタモール毒性に関連する急性肝不全の予防が、それを必要とする患者に、有効量の前記薬学的製剤を投与することを含む、請求項4に記載の薬学的製剤。

【請求項6】

パラセタモール毒性に関連する急性肝不全の予防のための医薬を製造するための、N,N-ビス-2-メルカプトエチルイソフタルアミド(NBMI)、またはその薬学的に許

容される塩の使用。

【請求項 7】

（a）N,N-ビス-2-メルカプトエチルイソフタルアミド（NBM1）、またはその薬学的に許容される塩と、

（b）パラセタモールと、

および任意に1つ以上の薬学的に許容可能な賦形剤とを含む薬学的製剤。

【請求項 8】

構成成分（A）N,N-ビス-2-メルカプトエチルイソフタルアミド（NBM1）、またはその薬学的に許容できる塩と、任意に1つ以上の薬学的に許容できる賦形剤と、を含む薬学的製剤と、

構成成分（B）パラセタモールを含む薬学的製剤、および任意に1つ以上の薬学的に許容可能な賦形剤とを含み、

構成成分（A）および（B）がそれぞれ、他方と一緒に投与するのに適した形態で提供される、部品キット。